

市民社会のアドボカシーの論点整理

—「社会を変える」の実体化を目指して—

松井 真理子

1 はじめに

1998年にNPO法が施行されてから20年近く経過し、今やNPO法人数はコンビニ店舗数とほぼ同じまで増加している¹⁾。法人格のないNPOは無数にあるし、近年は一般社団法人など、多様な法人格の形式をとる団体も増加している²⁾。基礎自治体においては、災害対策や地域包括ケアシステム等に基づく、地域コミュニティにおける住民によるサービス提供の枠組みが強化されている。これらを見ると、従来のNPOにとどまらず、地域コミュニティ組織など、広く市民によって組織・運営される非営利の公共的活動を「市民社会」として捉えると³⁾、市民社会は「公共的なサービス提供主体」としては、NPO法施行時の20年前と比較するとそれなりの存在感を発揮してきているといえるだろう。

しかし、市民社会の「社会的使命⁴⁾」の観点に立ち返ると、NPO関係者が強調してきた「社会を変える⁵⁾」ことにおいて、市民社会が十分な存在感をみせているという実感は乏しい。自治体においては、市民と行政の協働の意義を強調しつつも、つまるところ市民社会には、高齢社会や財源不足に対応するための「安価なサービス」が期待されているようにみえる。さらにNPO自身が、行政や企業サービスの「隙間」を埋める役割だと考える傾向すらみられる⁶⁾。「隙間」という言葉には多様な含意がありうるとはいえ、「社会を変える」というNPOの社会的使命からはふさわしいものではないだろう。

本稿は、このような状況を背景に、市民社会の「社会を変える」という使命をどう実体化させるのかという問題意識に立ち、これまで体系的な把握が十分でなかった市民社会の「アドボカシー」機能に焦点を当て、論点整理を行うことを目的とする。「社会を変える」ために、広く市民社会はどうあるべきか、近年の先行研究や実践も踏まえて課題を整理したい。そして、これを今後研究を進めていくための第一歩としたいと考えている。

2 市民社会の機能とアドボカシー

(1) 市民社会の本質とアドボカシー

市民社会論において大きな影響力を及ぼしたハーバーマスは、著書「公共性の転換構造」1990年新版において、市民社会を「自由な意思に基づく非国家的・非経済的な結合関係」と

再定義した。そして、国家でも市場でもない立場から、市民社会は「生活世界の内部から生じる危機意識やニーズを軸として、人々や集団が自発的に連帶しつつ、新たな生活様式・文化や社会規範を形成し、かつ国家や市場に対しても、それらの変革を求めて能動的に働きかけていく」存在であり、「討議の場となるとともに政治参加の拠点となること」が想定されている。このような理解は、その後の多くの論者のNPOに関する議論のベースとなってきたところである。藤井敦史氏らのように、NPOが既存の政治過程では代表され得ない「社会的に排除されてきた人たちを包摂し、多元的な民主主義を推進する重要な担い手⁷⁾」とする立場も有力である。また、国際的な活動を行うNGOについても、国際政治学者メアリー・カルドーの「グローバル市民社会」論にみると、国境を越える市民社会がネットワークを形成し、国家や国際的諸機関に働きかけることをその眼目としている。

このように、NPOやNGO等の市民社会の本質は、政治的なものと捉えられてきたこと、国家や市場、社会に対して独自の立場から「変革を求めて働きかけていく」とされていることに注目したい。市民社会は本質的に「アドボカシー」の機能が期待される存在であることを改めて確認しておくべきと思われる。

(2) 市民社会固有の機能からみたアドボカシー

市民社会固有の機能とは、市民社会の本質とは別レベルの、活動内容からみた政府や市場とは異なる市民社会の役割や機能を指す。これについては論者によってさまざまな分類が行われているが、広く共通理解となっているものはない⁸⁾。このため、ここでは、ジョンズ・ホプキンズ大学の「非営利セクター国際比較研究プロジェクト（以下「国際プロジェクト」と称する）において、仮説的に設定された「非営利団体の5つの機能」を使うことにする。

表1 非営利セクター国際比較研究プロジェクトで設定された「非営利団体の5つの機能」

機能	内容
①公共サービス提供機能	非営利団体は医療、教育、福祉、文化などの公共的なサービスを提供する。政府や企業と比べて、利益を度外視した高品質、低コスト、排除されがちな人等へのサービス提供が可能。
②イノベーション機能	政府や企業よりもリスクのあることに挑戦できる。新しいアイディアや事業を生み出すインキュベーターの役割を果たしうる。
③アドボカシー・社会変革機能	市場原理や行政組織に巻き込まれていないため、自由に政策提言や社会変革を推進できる。人々の政治参加の道も開く。
④表現・主張機能 (社会の多様性の促進機能)	倫理観や職業的な関心の表現、芸術表現、イデオロギーの主張等によって、社会の多元性や多様性を促進する。
⑤コミュニティ建設機能	人々の間の信頼を強固にし、助け合いの意識を通じたコミュニティを作り出す。社会関係資本（social capital）の形成と同意。

ハーバーマスは「公共性の転換構造」1990年新版序文において、J・キーンの意見を紹介する中で、市民社会の諸団体の政治的な参画や寄与について、以下の2つのタイプを挙げている。

- (A タイプ) 公共的コミュニケーションに直接参加
- (B タイプ) 現状に対案を提起するプロジェクトのように、活動を計画し実例を示すことに
よって暗黙のうちに公共的な討論に寄与

一般に A タイプを「アドボカシー」と捉えがちであるが、広く B タイプも含まれていることとここでは指摘しておく。

これに基づき前掲の 5 つの機能を分類すると、①②④（特に②）は B タイプ、③④（特に③）は A タイプに位置付けられ、いずれも「政治的な参画や寄与」に含むことが可能である。⑤はやや不明確であるが、コミュニティの形成は A タイプ、B タイプの機能を発揮するための基盤形成と考えられることから、①～⑤すべて「国家や社会に対して独自の立場から変革を働きかける」機能に含めることができる。以上のことから、①～⑤すべてを「アドボカシー機能」と位置づけることもできるように思われる。

(3) アドボカシーの定義と再定義

ここで改めてアドボカシーの定義を整理する。

アドボカシーは、広義には「公共政策や世論、人々の意識や行動などに一定の影響を与えるために政府や社会に対して行われる団体の働きかけ」と定義され、具体的には①議員や行政機関への直接的ロビング、②デモ、署名活動などのグラスルーツロビング、③メディアへのアピール、④啓発・世論形成、⑤他団体との連合形成、⑥裁判闘争といった活動形態を指すとされる⁹⁾。しかし、論者がそれぞれ独自の定義をしているのが現状で、アドボカシーについて、市民社会自身にも共通認識がないことはそもそも大きな問題である¹⁰⁾。

アドボカシーについて、一般によく使われている訳語は「政策提言」である。この語は、政府セクターに対する直接的な交渉行動という印象や、提言書等の何らかの公式文書の作成が必要であるような印象も与えることから、市民社会にとってハードルが高く受け止められがちという課題がある。

このような中で、NPO 自身によってさまざまな定義が試みられ始めている。例えば、市民活動センター神戸・アドボカシー研究会では、「社会的課題を解決するために社会に働きかけること」と定義している¹¹⁾。「社会に働きかけること」の具体的な内容が直ちにはわかりにくいという問題はあるが、政府への交渉というニュアンスは薄まっており、市民社会にとってより親しみやすくなったと言えるだろう。

京都、愛知、岐阜等で NPO／NGO によって実施されている「あどぼの学校」では、「社会的弱者や少数者の声や視点を踏まえながら、地域や世界の課題を解決するための政策だけでなく、社会の制度・組織・プロセスまでも大胆に『公正・透明・対話型』に作り変える提案を行い、市民の側からの社会変革を実現しようという『志』と『ダイナミズム』のある活動」と定義している¹²⁾。また、アドボカシーの活動類型として、下の 3 つが示されている¹³⁾。

- ①対話とプロセスで政策を動かす
- ②新たな社会モデルを提示する

③メディアや世論から社会を変える

筆者は前項において、市民社会の固有の機能から、アドボカシーが広く定義できる可能性を示した。この理解を前提に、政府への直接的な「政策提言」を「狭義のアドボカシー」、実験的でイノベーティブな公共サービスをはじめ、さまざまな社会への働きかけを「広義のアドボカシー」、それを支える市民相互の信頼に基づくコミュニティの形成を「最広義のアドボカシー」とし、相互の関係性を示したものが図1である。

このようなアドボカシーの再定義を前提に、以後話を進めていく。

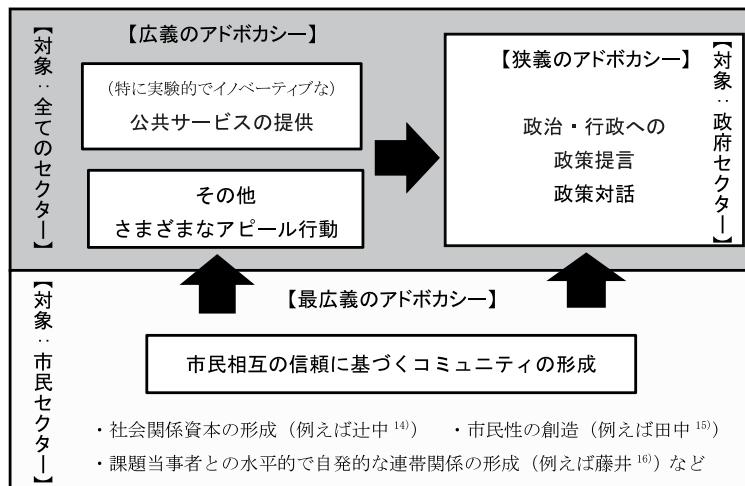


図1 市民社会固有の機能とアドボカシー概念図

3 アドボカシーの手法と相手方

アドボカシーの定義の多様性と相まって、アドボカシーの手法についても、共通の認識はほとんどないのが現状である。内閣府が毎年実施している「特定非営利活動法人に関する実態調査」においても、アドボカシーに関する設問はない。このような中で、以下のものが手法を検討する上で参考になる。

○独立行政法人経済産業研究所「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」（政治・行政への要求の経験に関する設問）

- ①与党の国会議員に接触（電話、会見など）
- ②野党の国会議員に接触（電話、会見など）
- ③中央省庁に接触（電話、会見など）
- ④自治体首長（知事・市区町村長）に接触（電話、会見など）
- ⑤地方議員に接触（電話、会見など）
- ⑥自治体職員に接触（電話、会見など）

- ⑦審議会、公聴会等に参加
- ⑧手紙、電話、電子メールなどで議員や行政職員に働きかけるよう自組織の会員に要請
- ⑨請願のための署名
- ⑩集会への参加
- ⑪デモ、ストライキなどの直接的行動
- ⑫マスメディアへの情報提供・アピール（記者会見、意見広告掲載など）
- ⑬Web サイトや SNS 上でのアピール
- ⑭印刷物発行や書籍出版によるアピール
- ⑮シンポジウムやセミナーの開催
- ⑯他団体との連合の形成
- ⑰裁判所に提訴

○NPO法人みえNPOネットワークセンター「三重県内29市町の中間支援団体の機能調査

（2014年）」（自治体に対する政策提言の有無に関する設問）

- ①行政への事業提案（協働事業提案など）
- ②首長・行政職員との意見交換
- ③議員との意見交換
- ④パブリックコメントや意見書の提出
- ⑤タウンミーティング等での発言
- ⑥議会への請願・陳情

○「The Advocacy Strategy Framework」¹⁷⁾で紹介されている手法

アメリカの市民社会の豊富なアドボカシーの経験を感じさせる、具体的かつ多様な手法が特徴的である。

手 法	定 義
Advocacy Capacity Building アドボカシーの能力開発	資金サポート、研修、コーチング、メンター等により、団体のアドボカシーを推進する力量を増進させること
Champion Development アドボカシーの専門家の採用	アドボカシーの内容に応じた高度なスキルを持つ専門的な人を採用すること
Stronger Coalitions 同志の連携強化	特定のテーマや目的に賛同する個人、グループ、団体を束ね、アドボカシーとして意見をまとめること
Communications and Messaging コミュニケーションと伝達	アドボカシーの対象者に対して、あるテーマがいかに伝わり、議論され、受け止められているかの情報伝達を行うこと
Community Mobilization 地域からの盛り上げ	あるテーマや立場を支持する地域からの盛り上がりをつくること

Community Organizing コミュニティの組織化	地域の人々の声を代弁する力をつくるため、地域において人々と共に活動すること
Demonstration Programs 政策提言の試行	政策提言を小規模に試行し、いかにそれが機能するかを実証すること
Influencer Education 影響力ある人への啓発	影響力を持つ人々に対し、あるテーマや立場について、幅広く強力な支持が必要であることを伝えること
Leadership Development リーダーシップ力の向上	研修、コーチング、メンター等を通じて、他者があるテーマや立場について賛同する行動をとるよう導く力をつけさせること
Litigation 訴訟	政策を動かすために、訴訟の提起その他の法的制度を使うこと
Media Advocacy メディアの活用	特定のテーマとその関係者をアピールするため、印刷・放送・電子メディアを使うこと
Model Legislation モデル的な立法措置	主張されている問題やテーマについて、モデル的な政策的解決を行うこと
Policy Analysis and Research 政策分析と調査	特定のテーマや課題をより明確にし、解決の可能性を探るためにシスティックな調査
Policymaker Education 政策作成者への啓発	政策作成者やその関係者に対して、テーマや立場について、幅広く強力な支持が必要であることを伝えること
Political Will Campaign 政策キャンペーン	政策作成者が課題や政策提言に対して賛同するよう、多様なコミュニケーション（対個人、メディア、SNS等）を図ること
Public Awareness Campaign 市民の啓発キャンペーン	人々が課題の存在に気づくように、また政策提言に関心を持つようにコミュニケーションを図ること
Public Education 市民の教育	人々にそのテーマや立場について、幅広く強力な支持が必要であることを伝えること
Public Forums 市民の討論	広く開かれたグループ討議を行い、テーマについてのアドボカシー形成を促進すること
Public Polling 市民の投票	電話やインターネット等を使って人々の意見を調べ、アドボカシーの資料とすること
Public Will Campaign 市民賛同キャンペーン	人々に対して、その課題や政策提言に賛同するよう多様なコミュニケーションを図ること
Regulatory Feedback 規制のフィードバック	政策作成者やそれを改正する権限を有する人々に対して、既存の政策ルールや規制に関する情報提供を行うこと
Voter Outreach 有権者へのアウトリーチ	選挙前に、有権者に対してそのテーマや立場について情報を伝えること

4 アドボカシーの対象者と影響力

前章で紹介した「The Advocacy Strategy Framework」は、その名の通り、効果的なアドボカシー戦略の枠組みを研究したものである。前章で紹介したアドボカシー手法が、それがもたらす変化と対象者別に、マトリックス的な整理が行われており（図2）、中間成果指標となるアウトカムについても、「政策の変化」を目指した同様の整理が行われている（図3）。

本書は、この整理の前提としての「6つの質問」が以下の通り紹介されている。アドボカシーは「影響力」が重要であるから、興味深い内容といえよう。

- ①誰の何を変えたいのか？
- ②対象をいかに動かすことができるのか？
- ③いかに変化は起こりうると考えているのか？
- ④私たち以外にどこで誰が何をやっているのか？
- ⑤どのくらいの期間の取組が必要なのか？
- ⑥途中で成果を振り返るための中間成果目標と指標は何か？



図2 アドボカシー戦略と各手法の位置づけ

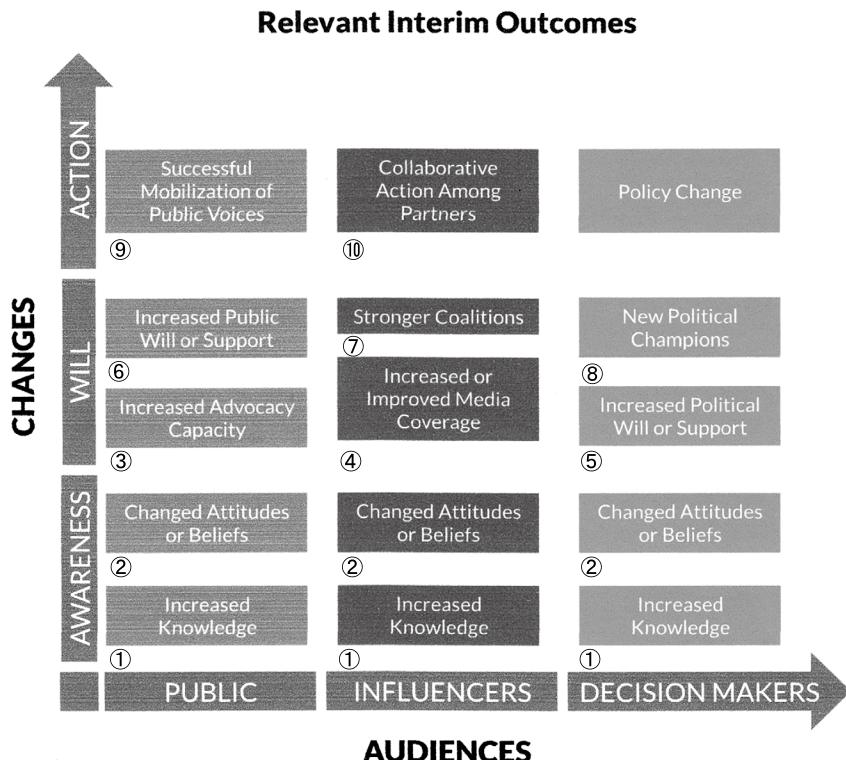


図3 関連する中間指標となるアウトカム（図中①～⑩は以下のとおり）

- ①対象者が問題の存在に気付き、または政策提言を知る。
- ②主たる対象者が問題や政策提言についての共感を抱く。
- ③アドボカシー戦略を実行する能力の向上
- ④多様なメディアの対応範囲の増大・改善
- ⑤政策形成者がテーマや政策提言に前向きになる。
- ⑥非政策形成者がテーマや政策提言に前向きになる。
- ⑦アドボカシー戦略に賛同する他団体や個人との連携関係が築ける。
- ⑧アドボカシーについて専門性の高い人を採用している。
- ⑨テーマについてのアドボカシー行動に賛同する人々の数が増加している。
- ⑩活動のパートナー（個人やグループ）間の連携活動が行われている。

5 政府への財政的依存がアドボカシーに与える影響

補助金や委託事業等の公的資金への依存が、市民社会のアドボカシーに与える影響については、好影響説と悪影響説の両方が存在する。一般に、「お金をもらうと言うべきことが言えなくなる」とする論者が多くみられるが、必ずしも正確な根拠があったわけではなかった。

このテーマに取り組んでいる坂本治也氏は、近著「政府への財政的依存と市民社会のアドボカシー」¹⁸⁾において、既存の調査データを使い、興味深い結論を導き出している。アドボカシーに関する論点整理のために、ごく簡単に要点を紹介する。

- ①中央政府と地方政府を比較すると、地方政府の方が人数、仕事量、協働政策等から市民社会への依存度が高い（政府の自立度が低い）。このため自治体では、公的資金収入割合の高さは市民社会のアドボカシーに対して基本的に好影響を与えている。
(自治体とのパートナーシップを持っている団体ほど、アドボカシー活動が積極的。)
- ②逆に、政府の自立性が高い国レベルにおいては、公的資金収入割合の高さは市民社会のアドボカシーに対して基本的に悪影響を与えている。
(政府の意向に反したアドボカシーを行う団体は「制裁」を恐れてアドボカシー活動に抑制的になる。)
- ③ある程度の閾値までは自治体の財政的依存度の高い団体ほどアドボカシー活動をより積極的に行うが、その閾値を超えると、依存度が高い団体ほど抑制的になる（図4）。
- 坂本によると、「自治体課長クラスへの働きかけ」は、公的資金収入割合が60～80%未満が最も活発な領域であり、「各種ロビイング活動」と「政策への影響力行使の成功経験」は公的資金収入割合が60～80%未満が最も活発な領域となっている。
- ④事業分野別では、全般的に、国際・人権・環境分野と、中間支援分野がアドボカシーが活発であり、一定の成功体験に結び付いている。

本調査は、第3章で紹介した独立行政法人経済産業研究所の調査結果を利用したものであるから、アドボカシーの手法が既存の設問の内容に限定されること、アドボカシーの内容や団体の特性に基づく質的な課題などは明らかになっていないことなどの一定の限界はあるが、非常に有益なデータを提供してくれている。

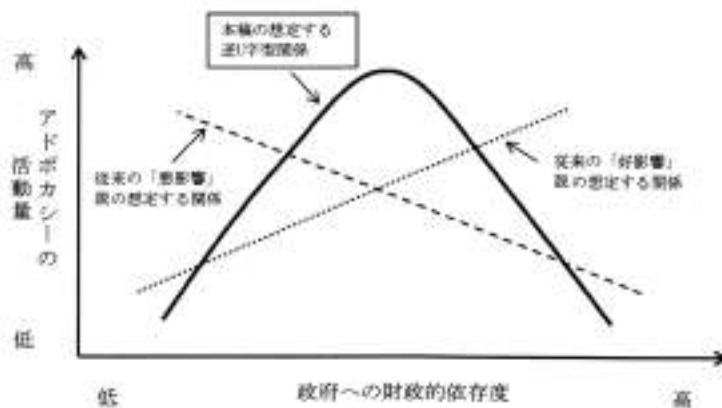


図4 政府への財政的依存とアドボカシーの逆U字型関係
坂本「政府への財政的依存と市民社会のアドボカシー」より

6 中間支援組織とアドボカシー

中間支援組織とは、「市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO 等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織」¹⁹⁾ とされる。「政策提言」という狭義のアドボカシーはもとより、市民社会のインフラ整備を担うのであるから、広義・最広義のアドボカシーも含めて、広く市民社会のアドボカシーに寄与することを使命とする組織といえるだろう。

中間支援組織が市民セクター全体のアドボカシー機能の向上を目指すことが共通認識であるにもかかわらず、その実態については十分に明らかになっているとは言い難い。前章の坂本治也氏の研究で、中間支援組織自身が一定のアドボカシー機能を果たしていることは明らかになったが、具体的な状況は見えていない。

筆者が NPO 法人みえ NPO ネットワークセンターと連携して、2014 年に実施した「三重県内の中間支援団体の機能調査」では、中間支援組織の機能を 5 つに分類し、調査結果を独自の点数で図式化した（図 5・6）。ここでは狭義のアドボカシーに限定しているが、機能の中では最も低調であることがわかった。このように、アドボカシーにおける中間支援組織の役割についてもさらに研究が必要である。

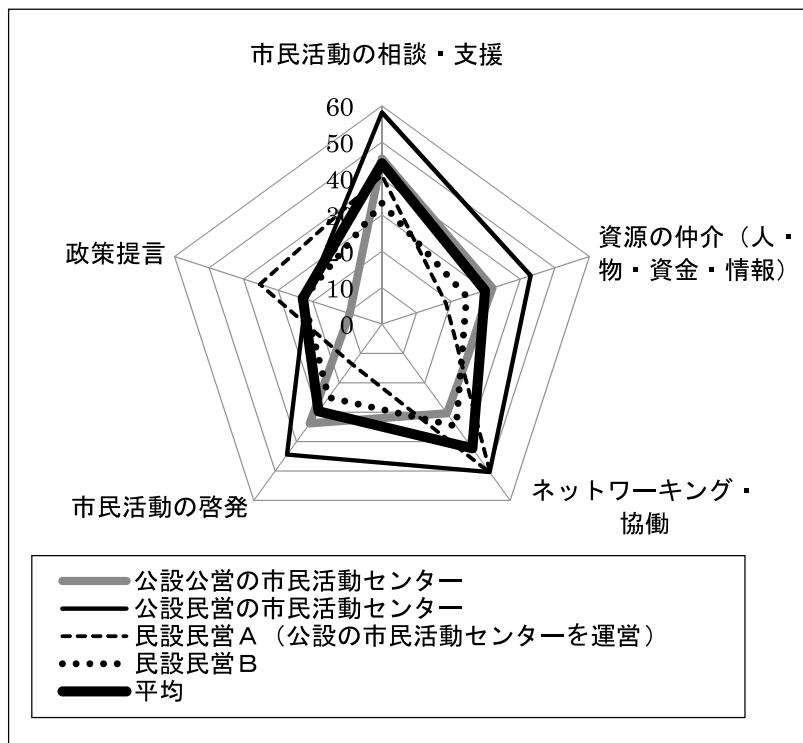


図 5 中間支援組織の「5つの機能」の状況（類型別）

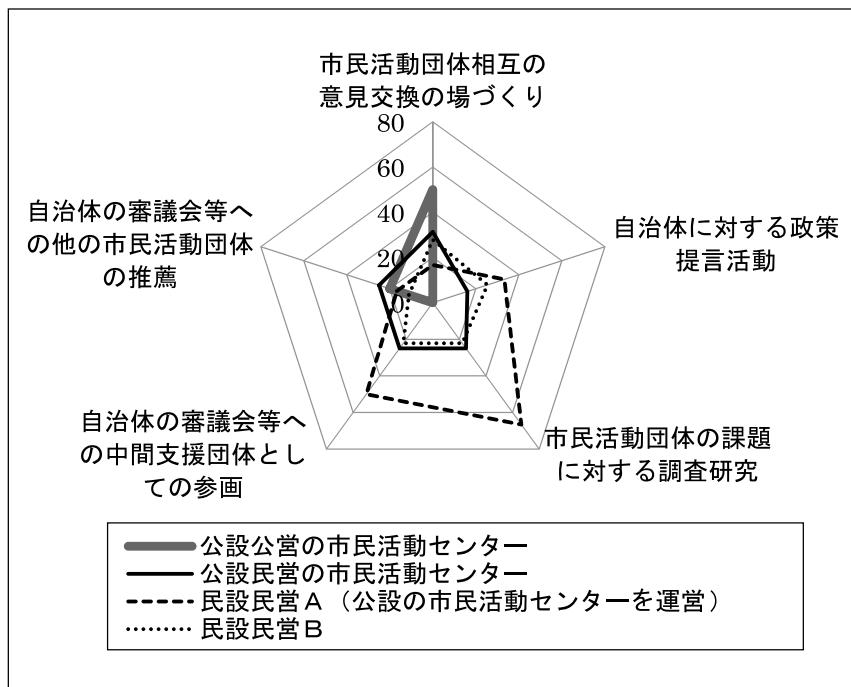


図6 中間支援組織の「政策提言機能」の状況（類型別）

7まとめ～今後の研究のための論点整理

(1) アドボカシーの再定義

既に述べてきたように、筆者の問題意識は市民社会の社会的使命である「社会を変える」を実体化するためには何が必要なのかを明らかにすることである。

現在、多くの市民団体は目前の公共サービスの提供に追われており、アドボカシーの視点が後退している。しかし、どの市民団体においても、規模の大小によらず、政府や市場では提供されていない、何らかの活動が必要だったから始めたに違いない。行政施策として制度化されてからそれに応じる団体もないわけではないが、NPOのほとんどは課題解決への道が制度化されていないが故に「ほっとけない」と活動を始める。そして活動が蓄積された後、国や自治体で制度化されるものが出てくる（図7）。NPOは新しい公共サービスにパイオニア的に着手することで「社会を変える」のである。

従って、市民社会は、この活動によって何をどう変えたいのか、そのためには何が必要なのか原点に立ち返ることが必要である。今回提起したアドボカシーの再定義（図1）は、「社会を変える」を実体化するために、アドボカシーの垣根を低くすることや体系化することを目指しているが、さらなる検討を進めたい。

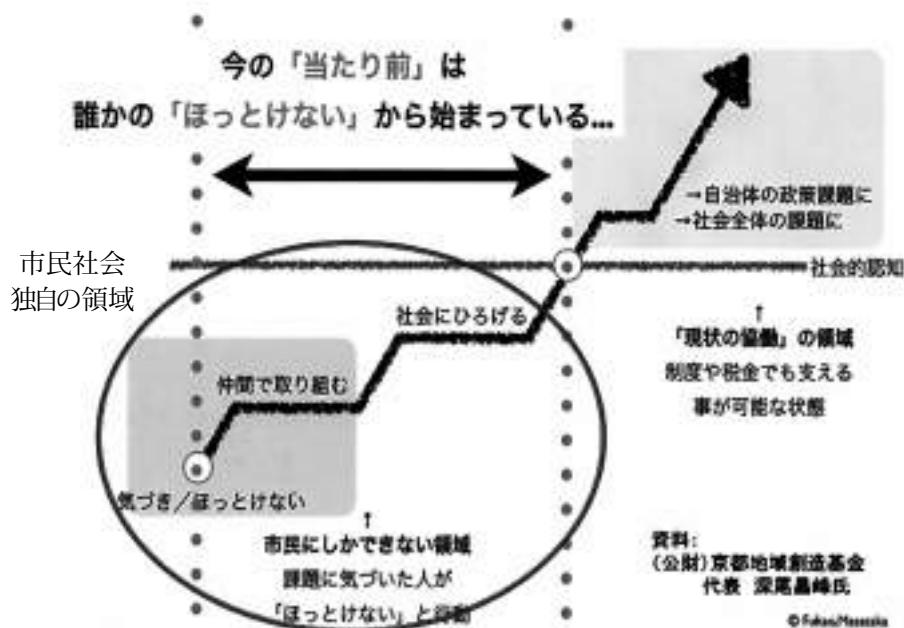


図7 NPOの公共サービス提供とアドボカシー

(2) アドボカシー手法と効果

「狭義のアドボカシー」については、3で紹介したように一定の手法が整理されているが、一つ一つの手法が十分吟味されているとはいえない。特に、「広義・最広義のアドボカシー」については、従来ほとんど検討されておらず、今後新たな枠組みで研究を進める必要がある。

また、アドボカシーの手法を単なる手法に終わらせず、「誰の何を変えたいのか」「対象をいかに動かすか」など、4で紹介した研究成果を生かしながら、「影響力」を生み出すための検証も必要である。

(3) 自治体レベルのアドボカシーの可能性

国と自治体を比較すると、自治体へのアドボカシーの方が容易であることが5で紹介した研究で明らかになった。しかし、公的資金を受けることと、自治体へのアドボカシーについては、さらに丁寧な検証が必要である。非公式なロビイングが増えることで、不公正な結果が生じてはならないし、何を変えようとしているのかも重要である。他団体との連携の方も問われることになり、さらに深めた研究が必要である。

(4) 中間支援組織の役割

市民社会を強化する上で、中間支援組織の役割が不可欠である。アドボカシーの再定義に取り組むことで、中間支援組織の支援のあり方も見直しが必要だと思われる。

(5) 地縁団体と市民社会

日本の市民社会は、NPO と地縁団体に分断されてきた。しかし、自治体における市民社会の位置づけは、地縁団体の比重が圧倒的に大きく、市民社会において地縁団体をどう位置づけるかは非常に重要な課題である。近年、地域を基盤とする NPO 法人が増加してきており、「社会を変える」上で地縁団体がどう機能するか、研究が必要である。

(6) アドボカシーを促進させるための制度化

市民社会のアドボカシーを促進するためには、自治体と市民社会、企業と市民社会、あるいは市民社会相互に何らかの制度があることが有効であろう²⁰⁾。どのような制度が可能か、今後広域の市民社会と連携しながら研究を進めたい。

註

- 1) 2017 年 6 月末現在、認証 NPO 法人と認定 NPO 法人の合計は 52,651、コンビニ店舗数は 55,026 である。
- 2) 例えば一般社団法人数は 2017 年 7 月現在 45,164 であり、全国で 1 年間に約 7,000 増加しているのに対し、NPO 法人は 1 年間に約 1,000 の増加に留まる。
- 3) 「市民社会」には多様な定義があるが、ここではこのように定義しておく。
- 4) 市民社会は「非営利」であるが、「営利」のようにそれ自体は目標になりにくいため、固有の目標や機能が求められる。ドラッガー等はこれを「社会的使命」という言葉で表現している。
- 5) 「社会を変える（または社会変革）」は NPO 共通のスローガンになっている。例えば書名では「ゆっくりやさしく社会を変える（秋山訓子）」「社会を変える NPO 評価（粉川一郎）」「ボランティアの時代—NPO が社会を変える（田中尚輝）」など多数。近年は社会的企業化の推進と合わせて「本気で社会を変える」のフレーズも登場している。
- 6) 例えば、NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の調査では、NPO の特徴は何かという質問に対し、NPO 側からの回答の一つに「行政・企業ではできない隙間を担う」というものが挙げられている (http://www.npoweb.jp/modules/faq/index.php?content_id=80)。
- 7) 原田・藤井・松井、「NPO 再構築への道」2010 年, p.8.
- 8) 例えば内閣府のホームページによると、NPO は「様々な分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています」とあるのみで、機能についてはきわめて曖昧である。(<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/npoiroha>) また、日本最大の中間支援組織である日本 NPO センターのホームページでは、NPO の社会的役割として「政府・自治体や企業では扱いにくいニーズに対応する活動を自発的に行う」ことを挙げる一方で、「制度の改革に取り組むなど、社会的な問題を解決するために活動する団体もあります。こうした活動も、NPO の重要な社会的な役割として欠かせないものです。」とし、後者（アドボカシー）は一部の団体の機能のような印象を与えている (http://www.jnpoc.ne.jp/?page_id=134#a03)。
- 9) 坂本治也『政府への財政的依存と市民社会のアドボカシー—政府の自立性と逆 U 字型関係に着目した新しい理論的枠組みー』, p.24, 日本 NPO 学会「ノンプロフィットレビュー」2017 年 6 月。
- 10) 例えば NPO の教科書として書かれている雨森孝悦「テキストブック NPO」2012 年には、アド

ボカシーは国際協力分野の用語として数行言及されているのみである。

- 11) 特定非営利活動法人市民活動センター神戸・アドボカシー研究会「NPO のためのアドボカシー 読本」2006 年.
- 12) あどばの学校ホームページ <http://adobono.strikingly.com/>
- 13) 加藤良太「あどばの学校（2015 年度・京都）実践報告」より、2016 年 6 月あどばの学校なご や開講記念シンポジウム.
- 14) 辻中豊・伊藤修一郎編著「現代市民社会叢書 3 ローカル・ガバナンス」, 2010 年, p.11.
- 15) 田中弥生「NPO 新時代」2008 年, p.20.
- 16) 原田・藤井・松井「NPO 再構築への道」2010 年, p.10.
- 17) Julia Coffman & Tanya Beet "The Advocacy Strategy Framework - A tool for articulating an advocacy theory of change", 2015, Center for Evaluation Innovation .
- 18) 坂本, 前出.
- 19) 内閣府「新しい公共の実施に関するガイドライン」平成 23 年, p.1.
- 20) 2016 年 5 月に東海市民サミットネットワークが実施した「市民の伊勢志摩サミット」で採択さ れた「市民宣言」では、「自治体・国・国際機関などに対し、市民からの政策提言活動を継続し、市民協働による効果的な政策づくりを進めること」「市民協働による政策づくりを効果的に進めるため、新たな制度やネットワークづくりを行うこと」としている.